

日本遺産「女人高野」に関する調査研究業務仕様書（案）

1. 業務の名称

女人高野に関する調査研究業務

2. 業務の目的

日本遺産「女人高野」の認知度の向上と観光客の増加による交流人口の拡大を図るため、日本遺産に関してインターネット等を活用した調査分析や観光客の嗜好性などの情報収集、空間的・地理的な特徴の調査など、適切なマーケティング調査とストーリーの掘り下げに寄与する調査を実施する。併せて今回の調査等の分析をもとに日本遺産「女人高野」の魅力を磨き上げ、効果的な情報発信等について検討し、日本遺産「女人高野」のブランド化を進める。

3. 委託に係る上限額

6,500,000円（税込）

4. 委託料の支払

委託料は、委託業務完了後の一括払いとする。

5. 事業期間

契約日の翌日から令和5年3月17日（金）まで

6. 業務内容

観光客の傾向を把握するために、日本遺産「女人高野」について、テーマの認知度や嗜好性等を調査・分析する。また、ワークショップ等の実施により、更なる魅力の掘り下げを行い、旅行商品開発なども視野に入れた観光誘客に繋がる観光資源等を模索し、日本遺産「女人高野」をブランド化するための効果的な情報発信等の事業提案を行うこと。

(1) 調査業務

①統計等による現状把握

◎調査方法

観光庁及び女人高野日本遺産協議会加盟自治体やその加盟自治体が所属する府県、調査会社等が出している統計書などを分析する。

【参考】「河内長野市観光振興計画」（平成29年度策定）

及び下記事業報告書

・河内長野市魅力調査・研究事業（令和2年度実施）

- ・日本遺産「中世に出逢えるまち」に関する嗜好性等調査業務（令和3年度実施）
- ・高野山観光ビックデータ利活用検討研究会 「渋滞緩和や観光施策立案に向けた車両等観光データの分析・活用」実証事業（令和3年度実施）

## ②インターネット（WEB）調査の実施

### ◎調査方法

インターネットリサーチ会社のモニターに対して、WEB アンケートで調査する。

### ◎調査対象

加盟自治体へ観光目的等で来訪したことがある・なしを分けることなく対象とする。

### ◎調査内容

日本遺産の認知度、満足度などを10問程度の設問を設定する。具体的な調査内容については、委託者と受託者で協議して決定する。

### ◎調査期間

5日以上 ただし、土・日曜日を含むこと

### ◎回収数

調査期間内で回収できるデータ件数とする。ただし、700件以上とする。

※回収データについては、矛盾したデータ等の無効票を排除した上で、データをクリーニングすること。

## ③ワークショップ及びフィールドワークの実施

日本遺産「女人高野」の魅力について検討するワークショップ及びフィールドワークを実施し、地域の掘り起こしを行う。

実施回数は、各自治体1回程度、計4回程度行うことが望ましい。実施時期については、委託者と協議すること。

## (2) 調査研究結果にもとづく適切な情報発信等の事業提案

### ①ロゴマークの作成

日本遺産「女人高野」をPRできるように、女人高野などをイメージしたデザインのロゴマークを作成すること。調査結果などを踏まえた訴求効果の高いものが望ましい。

### ②情報発信等の事業提案

(1)の調査結果をもとに、日本遺産「女人高野」のブランド化に向けた適切で効果的な情報発信等の事業提案をすること。

## (3) 調査成果報告書の作成

(1)で実施した調査報告書の作成、及び(2)で実施した日本遺産「女人高野」の

ブランド化に向けた、ロゴマーク活用を含む効果的な情報発信等の事業提案報告書の作成を行う。

※報告書の内容は、委託者と協議の上で決定すること。

※グラフや表の活用により視覚的にも見やすくわかりやすいものとなるように工夫を行うこと。

## 7. 成果品の提出

下記のとおり、成果品を提出すること。

・調査成果報告書 印刷物 10部及び電子データ (CD-R 等) 一式

※電子データは、報告書本文 (PDF 等) だけでなく、報告書作成時の基礎となる調査データ (エクセル等) も格納すること。なお、格納する電子データについては、委託者が必要に応じて活用できるファイル形式とすること。

## 8. 納品場所

委託者が指定する場所

## 9. 注意事項

(1)受託者は、本業務実施に当たり法令等を遵守すること。

(2)受託者は業務着手に先立ち、委託者と協議、調整のうえ、業務工程表を提出すること。

(3)観光先等の連絡調整は、原則受託者にて行う。

(4)アンケート及び成果品の著作権は、委託者に帰属する。

(5)受託者は、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(6)本仕様書に疑義がある場合は委託者の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、委託者と受託者が協議の上決定する。

(7)本業務は、文化庁より補助金を受けて実施するため、補助対象外経費は委託料に計上することができないので留意すること。また、各費目において単価上限 (消費税込) が定められているため、「令和4 (2022) 年度 文化芸術振興費補助金 (地域文化財総合活用推進事業 (日本遺産)) 募集案内」(主にP4~6記載の「3各費目における単価上限, 補助対象外経費等」)を確認のうえ、積算を行うこと。